

動物愛護センターにおける不適切な対応について

1 概要

民間企業の社員の学会発表に関して、動物愛護センター職員が「犬の健康増進に役立つのではないかと考え、収容されている犬3頭に、ハトムギエキスを平成24年2月1日から約8週間投与し、血液検査の結果や患部の写真及びカルテを提供しました。

本件については、動物の保護収容施設である動物愛護センターで行うべきものではなく、事務処理も決裁を経ず、組織上の決定がなされていない不適切なものでした。

2 ハトムギエキス投与等の状況

(1) 投与したハトムギエキス

ハトムギエキス「CRDエキス」

*ハトムギエキスは、薬事法にかかる「医薬品・医薬部外品」ではありません。

(2) 依頼内容

「皮膚病やイボ等がある犬に対してハトムギエキスを1日1回4～8週間経口投与し、患部の変化を観察する」というものです。

(3) 協力依頼者

合同会社GRB（東京都目黒区）

*依頼目的：日本補完代替医療学会への発表

(4) 投与を実施した動物愛護センター職員

動物愛護センター 職員4名

(5) 実施期間

平成24年2月1日から4月3日まで

(6) 協力依頼受託の経緯

動物愛護センターの職員が、知人である民間企業の社員に平成23年11月に会った際、ハトムギエキスをを用いた研究についての話があり、職員が興味を持ち協力することになったものです。

実施に当たっては、依頼者と正式文書を交わしておらず、係内では情報共有されましたが、センター全体での情報共有はされず、決裁も経ていなかったものです。

(7) 依頼者への報告内容

投与犬3頭の血液検査結果（動物愛護センターで実施）、カルテの写し、患部写真

3 依頼者からの消毒薬の提供

依頼者から動物愛護センターの職員あてに、約 100 本の消毒薬が提供されました。

依頼者への聞き取りによれば、この消毒薬は依頼者が製造メーカーから無償で入手し余剰していたもので、謝礼という意識ではなく厚意で送付したということです。

なお、本件に関連した金銭の授受はありません。

4 本件に対する健康福祉局としての考え

本件については依頼内容の公益性、対象動物への安全性と倫理性、関係職員の安全性、費用負担を含めた日常業務への影響等、受託の妥当性の検討を組織として行っていません。

また、組織としての意思決定がなされておらず、動物愛護センター内での情報共有もされていない状況の中で行われたもので、不適切な対応であったと考えます。

今後、事実関係に基づき、厳正に対処してまいります。